

## 議案第2号

埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月4日提出

埼玉西部消防組合管理者 藤 本 正 人

### 提 案 理 由

人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇）が一部改正され、不妊治療に係る通院等のための休暇が新設されたことに伴い、本組合の職員についても同様に休暇の措置を講じるため、本案を提出するものである。

埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成25年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において10日の範囲内の期間

第15条第2項第19号中「末しょう血管細胞移植」を「末しょう血幹細胞移植」に、「末しょう血管細胞」を「末しょう血幹細胞」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第15条第2項第19号の改正規定は、公布の日から施行する。